

泉南市自治基本条例条項の検討方法について(案)

1. 基本的な考え方

- ・自治基本条例策定に際して検討すべき条項については、検討委員会全体で討議すべき事項とグループに分かれて討議すべき事項に整理する。
- ・本市の方向性、条例の基本的な考え方や方向性を示す重要な条項である前文、目的および基本理念・原則等については、検討委員会全体で検討する。
- ・その他の条項は、グループ討議を行うこととし、各委員の希望により2グループに別れて検討を行う。
- ・事務局は、討議において出された意見を集約し、条文作成に反映する。

2. 全体討議とグループ討議の別

- ・各事項について全体で討議すべき事項とグループで討議する条項は下記のとおりとする。

全体討議	グループ討議
前文	情報公開・提供、個人情報保護
目的	説明責任
基本理念・原則	市民参画(市民の権利・責務、協働)
体系・位置付け	意思・政策形成過程への参画
条例の推進・見直し	市民投票
用語の定義	コミュニティ活動
議会 (議会の役割、議員の役割・責務)	総合計画
行政運営 (首長・職員の役割、責務等)	政策法務
その他盛り込みたい条項	健全な財政運営
	行政評価
	行政手続
	危機管理
	法令順守
	連携

3. 具体的な進め方

(共通事項)

- ・検討の際には、各事項についてすべての委員から意見等を出してもらう。
- ・出された個々の意見をもとに条文化していくのではなく、具体的な意見・語

句を箇条書きしていくイメージでまとめていく。

・出された意見については、事務局が集約し、次回の検討委員会資料として提示する。

・2に掲げるすべての事項について検討が終了したのち、出された意見等を反映した自治基本条例(事務局たたき台)を提示し、あらためて全体討議を行う。

(グループ討議)

・2グループ(各6名)で検討を進めていく。

・各グループには、事務局が入り、議事を進行していく。

・各グループで1事項の検討が終了したのち、グループの意見のある程度まとめて全体発表を行う。

・全体で代表者が意見を発表することによりイメージの共有化を図る。

